

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和2年8月28日(金) 午前10時から 午前11時20分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	会 長：相模 太朗 副会長：服部 純子 委 員：熊谷 樹一郎、長濱 知和、西田 一芳
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市自動車駐車場指定候補者選定について ①枚方市自動車駐車場の概要及び管理運営状況について ②特定とする理由について ③枚方市自動車駐車場指定管理者指定要項、基本仕様書について ④枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について (4)プレゼンテーションの実施方法について (5)その他
提出された資料等の名 称	資料1 諮問書(写し) 資料2 委員名簿 資料3 枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 特定とする理由について 資料5 枚方市自動車駐車場指定管理者指定要項(案) 資料6 枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書(案) 資料7 枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準(案) 資料8 枚方市自動車駐車場条例 資料9 枚方市自動車駐車場施行規則 資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/ 枚方市情報公開条例(抜粋) 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する 条例 資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する 条例施行規則 資料13 地方自治法(抜粋・第244条の2) 資料14 第2回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会プレゼンテー ションについて
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定した。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開する。 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公開する。ただし、資料2は第1回の本委員会終了後に公開する。 ・指定要項(案)は一部修正し、基本仕様書(案)、選定基準(案)について原案どおり確定した。 ・プレゼンテーションの実施方法について決定した。

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	土木部 交通対策課

審議内容
<p>(開会 午前10時) (事務局)</p> <p>それでは、ただいまより、第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会を開会いたします。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。委員の皆様のお手元にも、紙ファイルの中に資料1として、その写しをお配りしております。</p> <p>本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査・審議・答申していただくために設置した委員会でございます。</p> <p>本日を第1回目とし、答申いただくまで全2回、審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは次に、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、お手元の紙ファイルに綴っている資料1から資料14、参考資料1から参考資料4をインデックスで表示しております。資料は以上でございますが、配付もれ等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p><u>案件(1) 会長、副会長の選任について</u> (事務局)</p> <p>それでは、案件をご審議いただきたいと思います。</p> <p>まず、案件(1) 会長、副会長の選任について、でございますが、本委員会には、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、委員の皆様のご互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。</p> <p>事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜・法的、また財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員、副会長を、税理士の服部純子委員をお願いしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、会長に相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。恐れ入りますが、相模委員、服部委員には、会長、副会長の席にご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>それでは会長、よろしく申し上げます。</p>

(会長)

ただいま、本選定委員会の会長に選任していただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(副会長)

ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは以降は、相模会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

案件（２）委員会運営について

(会長)

まず、案件（２）委員会運営について、を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず、会議の公開・非公開。次に、会議録の作成方法と公開・非公開、次に、会議資料の公開・非公開の３点につきまして、ご決定いただきたいと思いますと考えております。

お手元にお配りしております資料１０「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分でございますが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第３条の（２）枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、資料１０の３ページ目をご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第５条第１項第６号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料１０の２ページにお戻りください。次に、会議録の作成について、でございますが、規程の第６条第４項にありますように、「審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するもの」とされております。これは、委員の皆様方の発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、Ａ委員、Ｂ委員、Ｃ委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料について、でございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれているものとして、答申をいただいた後に、公開する取り扱いをしてはどうかと考えております。

ただ、資料のうち、委員名簿について、でございますが、資料２をご覧くださいませでしよ

うか。委員名簿につきましては、情報公開を進めている今日的な状況から、本市では公表している現状がございます。そのことから、事務局といたしましては、資料2に記載されている委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表後、申請者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、失格とする要件を指定要項に設定したいと考えております。以上でございます。

(会長)

事務局から委員会の公開などに関する説明がありましたが、委員の皆様からご質問やご意見などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見なし)

特にございませんかね。それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料などは、本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし委員名簿については、資料2の氏名、職業については公表するというごことでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。次に、委員会の日程などについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。本委員会につきましては、2日間の日程で開催いただいております。本日は、第1回目として、④施設の概要及び管理運営状況、⑤特定とする理由について、ご説明させていただきます。

その後、⑥指定要項、仕様書(案)について、ご説明をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。⑦選定基準の決定につきましては、指定要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様には、申請団体をご審査いただく際の考え方を示したものでございます。⑧プレゼンテーションの実施方法について、でございますが、次回の委員会で予定しております申請団体へのプレゼンテーションの実施方法について、ご確認をいただきたいと考えております。

なお、資料には記載しておりませんが、本日の委員会で、指定要項(案)等をご確認いただき、本市においてその内容を確定し、申請団体に事業計画書等の提出を求めるとしてまいります。

事業計画書等につきましては、提出され次第、委員の皆様にお届けしますので、お手数をおかけしますが、次回、第2回の委員会までの間に、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

次に、第2回目の委員会では、①申請団体のプレゼンテーションの実施を経まして、②といたしまして、当該申請団体が指定候補者として適当かどうか、合議・答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって、創設された制度でございます。

本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在19施設56か所において、指定管理者による運営を行っております。従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほどお願いいたします。資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員

会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市自動車駐車場」の選定内容について記載しております。資料の上段の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、自動車駐車場の施設における選定内容を、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記載しております。

まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「特定」することとしております。「特定」とは、公募を行わず、あらかじめ定めた相手方を指定管理者としようとするものでございます。本市では公募による選定を原則としておりますが、公募を行わないことについて、条例で定める理由がある場合に、例外的に特定による選定を行っているものでございます。

また、指定管理期間につきましては、1年間としております。本市では指定管理期間を原則5年間としておりますが、今回の選定は、その例外的取り扱いとなります。例外的取り扱いとする理由につきましては、後ほど詳細をご説明いたします。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点につきましては、5年前に、枚方市自動車駐車場の指定管理者を選定した際と同様となります。以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。よろしく願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問やご意見等はございませんか。いかがでしょうか。

(意見なし)

特にないようですので、それでは、次の案件に移ります。

案件（3）枚方市自動車駐車場指定候補者選定について

(会長)

案件（3）「①枚方市自動車駐車場の概要及び管理運営状況について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。紙ファイルに綴っています「資料3 枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

1. 施設の概要についてですが、枚方市営の自動車駐車場は1か所となり、こちらに記載しております岡東町自動車駐車場でございます。所在地、開設年月日、施設概要①から⑤につきましては記載のとおりですが、この施設は、地下1階、地上4階の立体自走式6層となっております。収容台数は、普通自動車241台、うち障害者用4台、多目的用4台。自動二輪は64台、うち屋外が15台となっております。(2) 現行の指定管理者は、ミディ総合管理株式会社です。資料の2ページ目をご覧ください。(4) 使用料の額についてですが、自動車につきましては、30分ごとに100円、最大料金は1,400円で、自動二輪車については、1日1回300円です。また、自動車・自動二輪車の定期使用の設定もしており、詳細につきましては記載のとおりとなっております。

次に、2. 管理運営状況ですが、(1)の①と②については、自動車と自動二輪車の一時利用・定期利用・プリペイドカード販売の利用台数及び売上額を記載しています。3ページ目をご覧ください。③総売上金額については、直近3年は平均して約1億円となっております。(2) 収支状況についてですが、①収入は、本市が指定管理者へ支払っている指定管理料です。また、②支出は、その指定管理料の支出を記載したものです。

次に、4ページ目をご覧ください。この指定管理者管理運営評価表（令和元年度実績）を添

付しておりますが、こちらは、現行の指定管理者に対し、毎年実施しているもので、施設の管理運営、市民サービスの向上、透明性の確保を図るために、指定管理者選定時において、事業者から提案のあった事業計画書の確認事項の履行状況について、指定管理者自らによる一次評価、市による二次評価及び総合評価を行い、その結果をホームページ等で公表しています。今回は、特定ということで、現行の指定管理者が適正に施設の管理運営をしていることをお示しするために添付しており、資料3の最後のページに記載しておりますとおり、評価の平均点が3.5となっており、これは本市の他施設と比較しても、評価点が高くなっております。詳細につきましては、後ほど、ご覧いただければと思います。以上で、資料3についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問やご意見等はございませんか。

(意見なし)

それでは次に、案件(3)「②特定とする理由について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。資料4「特定とする理由」をご覧ください。

まず、「特定としようとする指定候補者」につきましては、現行の指定管理者でありますミディ総合管理株式会社でございます。「特定とする合理的理由」といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施されました外出自粛要請により、自動車駐車場の事業者においては、経営に大きな損害を受けており、新規参入には極めて消極的な状況でございます。こうしたことから、競争性の確保は難しいと判断するとともに、公の施設として安定的な管理運営を継続して行う必要性を踏まえ、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第3項第5号の規定に基づき、公募を行わず、現行の指定管理者でありますミディ総合管理株式会社を指定候補者として、特定するものとしています。

今回の選定につきましては、現行の指定管理者と1年間の特定となりますことについて、少しご説明させていただきます。資料1-1「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」をご覧ください。2ページ目の第4条第1項により、指定候補者を選定していただくのですが、1ページにお戻りいただき、第2条第3項第5号の特別の理由があると認めた場合、先ほどご説明いたしました理由により、非公募での選定とすることができます。2ページをご覧ください。第4条第2項の非公募、すなわち、特定の1年間であっても、同条第3項の規定により「選定委員会の意見を聴かなければならない」と条例で定めており、今回の自動車駐車場においても選定委員会を設置し、市の要求事項を満たしているかについて審議・答申をいただき、本市において指定の手續を行うこととしておりますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上、資料4についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様から何かご質問やご意見、ございませんか。

(意見なし)

それでは、次に移ります。案件(3)の「③枚方市自動車駐車場指定管理者指定要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料5「枚方市自動車駐車場指定管理者指定要項(案)」及び資料6「枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書(案)」について、ご説明いたします。

指定要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書

類の内容などのルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が、施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容につきまして、委員の皆様からのご意見等をいただき、本市において、内容を決定して、申請に向けた手順を進めてまいりたいと考えております。

それでは、資料5「指定要項(案)」をご覧ください。

資料5の1ページ目、「1. 対象施設」は、表の記載のとおりでございます。

「2. 業務の範囲・内容」は、(1)から(6)までを定めております。後ろに※印がありますが、そちらにつきましては、業務は第三者に全部又は一部を委託することはできないと記載させていただいております。

2ページをご覧ください。「3. 管理の基準」では、関係法令の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めてまいります。特に、(4)使用料についてですが、枚方市自動車駐車場条例に定められた使用料となりますので、金額を変更した提案はできません。

「4. 指定の期間」は、先ほども申し上げました令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としております。

「5. 提案上限額」につきましては、31,118千円と記載させていただいております。詳細につきましては、参考資料3の「枚方市自動車駐車場指定管理料上限額の考え方」をご覧ください。指定管理料の上限額の考え方についてですが、人件費と施設の管理運営費に、一般管理費を加えた総額としております。まず、人件費につきましては、事業者のヒアリングに基づきまして、責任者、副責任者、スタッフの人件費を算出し、計上しております。なお、人件費を算定した5年前に比べまして、大阪府の最低賃金が12%ほど上昇しております。その金額も見込んだ額となっております。委託費につきましては、現在実施しているエレベーター、精算機などの定期点検、設備などの法定点検、機械警備など、令和元年度委託の実績に基づきまして、算出し計上しております。光熱費についてですが、こちらも令和元年度の実績に基づき、算出して計上しております。修繕費についてですが、年間の修繕費として、150万円計上しております。これは実績に応じて、精算をすることになっております。消耗品費、印刷製本費、宣伝広告費、通信費、その他につきましても、令和元年度の実績に基づき、算出してしております。なお、委託料からその他までの費用についても、消費税が10%の金額を見込んでおります。一般管理費につきましては、会社運営の必要経費として、人件費と管理運営費に、一般管理費の10%を計上しております。その合計としまして、31,117,900円となりましたので、千円未満を切り上げまして、令和3年度の提案上限額を、31,118千円といたしております。恐れ入りますが、資料5「指定要項」の2ページにお戻りください。

2ページの「6. 行政財産目的外使用許可の取り扱い」ですが、現在敷地内に3台自動販売機を設置しております。こちらは、本市で設置者を公募して、行政財産使用料も本市の収入となっております。自動販売機に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払った上で、その実績相当分を設置者から徴収をしていることを記載しております。

3ページをご覧ください。3ページの「7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」、「8. 備品等管理区別一覧」につきましては、記載のとおりでございます。

「9. リスク分担」につきましては、後ろの14ページと15ページに、別表2として「リスク分担表」を記載しております。こちらは後ほどご参照いただければと思っております。なお、リスク分担表に見込まれていないリスクが発生した場合は、市と指定管理者とで別途協議することとしております。

「10. 提案に当たっての確認事項」について、ご説明いたします。提案に当たっては、指定要項、基本仕様書、関係法令等に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、表の1から30までの確認事項は、要求事項を達成するための必須事項として挙げております。

5ページをご覧ください。

「11. 指定管理者に付与する権限」ですが、枚方市自動車駐車場条例に規定する自動車駐車場の使用許可及び使用許可の取消しに関する権限、施設の維持管理に関する権限などを記載しております。

「12. 経理に関する事項」ですが(1)使用料金は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度の適用は行いません。駐車場の利用料金は市の収入となるため、指定管理者の利用徴収又は収納事務は別途委託することとなっております。指定管理者に支払う指定管理料は、会計年度ごとに支払いとなりまして、詳細は年度協定書等によって、決定をいたしております。また、(4)修繕の取り扱いについては150万を計上するように、申請団体には指定しております。また、実績に応じまして、毎年度、精算するものとしています。6ページの(6)その他についてですが、指定管理者に指定管理料以外の事業収入がある場合、市の承認を得て指定管理者の収入とすることができる旨を記載しておりますが、現行の指定管理者の収入は、指定管理料以外はございません。

6ページの「13. 申請団体の資格」についてですが、こちらのほう記載のとおりでございます。

7ページの「14. 指定管理者の義務」については、公平かつ公正な施設利用、秘密保持義務、労働関係法令の遵守等を求めています。

9ページの「15. 提出書類」の(2)事業計画書についてご説明しますと、「10. 提案に当たっての確認事項」について、具体的に申請団体より提案内容を記入していただくものとなっております。表の記載のとおり、枚数制限を定めております。他につきましては、記載のとおりとなっております。

10ページの「16. 申請書受付」は、令和2年9月4日～10月7日までの期間と考えております。

11ページの「17. 選定について」ですが、選定方法やプレゼンテーションの実施日を記載しております。また、(4)留意事項については、申請団体は、本選定委員に対して、本件申請について接触することを禁止している旨を記載しております。

12ページの「18. 指定について」から「21. その他」までについては、記載のとおりとなっております。申請の際の参考となるように、16ページ以降、別表3といたしまして、管理運営状況一覧表、施設の使用状況、過去の3年の収支状況を添付しております。以上、簡単ではございますが、資料5「指定要項の(案)」についての説明とさせていただきます。

続きまして、資料5に添付している「別紙1事業計画確認事項の一覧」について、補足説明させていただきます。こちらの書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとしての位置付けでございます。内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなっております。左のほうから、本市が施設の管理運営について求める要求事項、確認事項を記載しております。申請団体につきましては、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を、要約する形で記載するものでございます。右の欄には、事業計画書で掲載しているページを記載するようになっております。右から2列につきましては、申請団体自らが記載するものでありまして、本市は一切手を加えないということで、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けとなっております。委員の皆様にご審議いただく対象は、あくまで事業計画書そのものでございますが、審査のご参考にしていただければと考えております。また、この別紙1の内容は答申後、ホームページで公開する予定でございます。

続きまして、「資料6 枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書(案)」をご覧ください。

この基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容とその範囲を示すもので、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

1ページの「1. 指定期間」、「2. 業務の対象」、「3. 管理運営」の内容については、先ほど要項にも記載しているとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

2ページの「4. 業務実施方針」、「5. 関係法令等の遵守」、「6. 業務実施体制」は記載のとおりですが、特に「4. 業務実施体制」につきましては、責任者は指定管理者が雇用する正社員の中から選出することを求めています。3ページの(2)責任者は、午前9時から午後6時まで、当施設に滞在するものとしませんが、それ以外の時間帯であっても、緊急時等には対応することを求めています。責任者が休暇等で不在の際は、代理者が責任者の職務を行うこととしております。また、副責任者、スタッフにつきましては、記載のとおりでございます。

4ページの「7. 安全管理」といたしましては、記載のとおりとしております。

5ページの「8. 監督官公署等への提出書類」、「9. 対外折衝」、「10. 各種報告・文書管理」、「11. 個人情報の保護」、「12. 不可抗力への対応」につきましては、記載のとおりでございます。

6ページの「13. 指定管理期間の終了」では、①で指定管理者が調達した物品類につきましては、原則として指定管理者の負担で撤去することとしております。ただし、市と指定管理者との協議によって、撤去が適当ではないと判断したものにつきましては、市が無償で引き受ける場合がございます。指定管理者が作成した成果物一式の取り扱いにつきましては、記載のとおりでございます。

「14. 当該自動車駐車場における特記事項」ですが、長期間駐車している自動車、二輪車については、状況等によっては撤去等の必要が生じる可能性があるため、⑧のとおり報告を求めようとなっております。

7ページ以降は、1ページに記載されてます「3. 管理運営業務の内容」で示した業務について、詳細に説明するように、「業務要求事項」を記載しております。(1) 施設の使用許可に関する業務、(2) 施設の使用許可の取消し等に関する業務は、記載のとおりでございます。(3) 施設の使用料の徴収に関する業務につきましては、①イ. に障害のある方の使用料の減免について記載しております。

8ページの(4) 施設内の整理、指導業務につきましては、記載のとおりでございます。(5) 施設及び設備の維持管理に関する業務につきましては、再委託を可能としております。再委託の内容は、具体的に9ページに記載の設備類の保守点検等を示したものでございます。(6) その他必要な管理運営ということで、①②につきましては、記載のとおりでございます。

また③モニタリングの実施等につきましては、9ページから10ページにかけて、指定管理者自身が行うモニタリングや利用者アンケートのほか、市が行うモニタリングについて記載しております。

簡単ではございますが、資料6 基本仕様書(案)についてのご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問やご意見などはございませんか。

(B委員)

「資料5 指定要項(案)」の2ページ「5. 提案上限額」の31,118千円の積算についてですが、先ほど参考資料で、合計額が31,117,900円を切り上げし、提案上限額の31,118千円とされていますが、一般的な設計の場合は切り捨てをしていますが、指定管理料の場合は、考え方として切り上げるということではよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(B委員)

次に、5ページの「12. 経理に関する事項」の(3) 指定管理料の支払いの文中の「会計年度ごとに支払う」とありますが、指定期間が1年となるので、「ごと」という言葉も不要ではないでしょうか。

(事務局)

「会計年度ごとに支払う」の「ごと」は不要です。ありがとうございます。

(B委員)

9ページの「15. 提出書類」の(5)【別紙2】次期指定管理期間における改善・充実事項についてですが、指定期間が1年間の管理の中で求めるのは、適当かどうか疑問です。5年間の指定期間であれば、当然、必要と思いますが、1年の限られた期間の中で、ここまで求め

る必要があるかどうか市の考えを聞きたいと思います。

(事務局)

(5)【別紙2】次期指定管理期間における改善・充実事項については、特定の場合、本市としては提出書類として求めているものです。また、この改善・充実事項に関しましては、例えば、来年度の選定において、指定管理者が変更したときに、前指定管理者での改善事項として、活用することができると考えています。1年であっても課題等を踏まえた改善事項等の取り組みを記載し、提出をしていただきたいと思いますと考えております。

(B委員)

11ページの「17. 選定について」(1) 選定の方法の文中で「指定候補者を選定します。」としていますが、今回は現行の指定管理者を指定候補者として特定しているので、先ほどの説明にもありましたが、指定候補者として適しているのか審議、合議により、答申する中で、「選定する」という言葉が正しいのでしょうか。例えば、5社6社の応募者があって、その中から1社を選定しますというのは、日本語としては正しいですが、既に1社を特定していますので、市として「選定」という言葉を使用する理由があるのでしょうか。

(事務局)

指定の手続等に関する条例の中で、「選定」という表現を使っています、特定ではございますが、本委員会としてはあくまでも申請書類等の審査をしていただき、評価していただくものを「選定」としていますので、条例に基づく表現としてご理解いただきたいと思います。

(会長)

ほかの委員の皆様、ご質問、ご意見ございませんか。

(特になし)

それでは委員の皆様、先ほどご指摘があった修正点が一点、5ページの「12. 経理に関する事項」の(3) 指定管理料の支払いの文中の「会計年度ごと」となっているところの「ごと」を削除するよう事務局で修正するというので、よろしいですか。

(事務局)

修正いたします。

(会長)

分かりました。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは本件につきましては、ただいま説明のありましたとおり、修正いただくということにしたいと思います。

それでは次に、案件(3)の④「枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について」を議題とします。本件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、選定基準について、ご説明いたします。資料7 選定基準(案)をご覧ください。この選定基準は、指定要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様指定候補者を評価いただくための基準になるものと考えています。

まず、ローマ数字のI 総則1. 指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方については、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。2. 選定委員会の審議体制については、記載のとおりでございます。

3. 審議の方法については、申請団体より提出された事業計画書等の確認・調査を行い、申請団体を指定候補者として適切か、合議によって決定いただく旨を記載しております。

4. 選定結果の公表については、申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに

公表する旨を記載しております。

2 ページ目をご覧くださいまして、ローマ数字のⅡ選定委員会における審議の内容について、ご説明します。1. 内容審査については、特定により指定候補者を選定いただく本施設につきまして、申請団体から提出のあった事業計画書の提案内容等が、市民サービスの向上につながるものかどうか、本市の要求事項を満たしているのか、また、条例・規則に沿ったものとなっているかについて、専門的見地から調査・審議いただき、事業者の提案内容に対する評価を行っていただくこととしております。

その内容審査の項目につきましては、資料3 ページ以降に「事業計画に関する内容審査」ということで、表形式で記載しております。この表中に記載をしております「確認事項」の内容につきましては、本市が本施設の管理運営において、申請団体に求める事項でございまして、文言の内容は、先ほどご審議いただきました指定要項に記載しております「10. 提案に当たっての確認事項」と同様となっているものでございます。

なお、特定により行います本施設の選定につきましては、公募による指定候補者の選定とは異なり、競争性がないことも踏まえまして、選定要件であります本市が求める確認事項の内容が充足されているかについて、ご確認いただいております。

以上、資料7についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました選定基準の内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

(意見なし)

ご質問、ご意見は特にないようですので、本件については、ただいま説明のありましたとおりの選定基準に基づいて、選定を行うということにいたします。

それでは次に移ります。

案件(4) プレゼンテーション実施方法について

(会長)

案件(4)「プレゼンテーション実施方法について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

資料14、「第2回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会プレゼンテーションについて」をご覧ください。日時でございしますが、10月の27日火曜日、午後2時から、場所は枚方市役所別館4階特別会議室、こちらの場所になります。プレゼンテーションの全体スケジュールでございしますが、プレゼンテーションに入る前に、委員の皆様には、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただきます。その後、別室で待機されている申請団体に、この会場へ入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございしますが、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に委員の皆様から申請団体に対し、15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に所管課への質疑等を行っていただいた後、合議・答申へと進めていただいております。

事務局といたしましては、当日の委員会全体で1時間程度と考えております。説明は以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様、ご意見などいかがでしょうか。

(意見なし)

特にご異議もないようですので、次回、第2回の委員会で、事務局からの説明のとおりプレゼンテーションを行うということにいたします。

次に、(5)「その他」の事項について、事務局から説明をお願いします。

(5) その他

(事務局)

その他といたしまして、参考資料4「確認メモ」等について、ご説明させていただきます。本日の委員会が終わりましたら、指定要項や基本仕様書に即して、申請団体が事業計画書等を提出してまいります。それを次回、第2回の委員会に先立って、委員の皆様はその事業計画書等の書類をお届けさせていただきますが、ただいまご覧いただいております「確認メモ」は、その申請団体の事業計画書の内容をご確認いただく際の補助資料として、ご活用いただいております。どうかと考えているものでございます。

内容としましては、「別紙1 事業計画書確認事項一覧」と同じものを記載しておりまして、それに「確認メモ」欄を加えたものでございます。ご審査をいただくに当たりまして、申請団体の事業計画書が、それぞれ本市の求める確認事項を満たしているかどうかについてご確認いただくとともに、お気づきになられた点や評価すべき点、また、プレゼンテーションで確認すべき点などを、一番右の列の「確認メモ」欄にご記入いただくなど、ご活用いただければと思います。

また、次回の委員会で合議・答申いただきました後に、委員の皆様から、施設の選定に当たっての評価コメントを書面に記載していただき、事務局まで送付いただきたいと思いますと考えておりまして、この「確認メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

以上、参考資料4についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から、ご質問、ご意見ございませんか。
(意見なし)

それではその他、事務局から連絡事項等はございますか。

(事務局)

繰り返しになり、申し訳ありませんが、次回の選定委員会でございますが、10月27日火曜日、午後2時から、市役所別館4階、特別会議室で開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、会長等とも協議させていただいて、開催の方法等を変更させていただく場合もございますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

もう一点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。また本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会に、本日の資料と申請団体の資料をお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。

なお、申請団体から提出されました事業計画書等を委員の皆様にお届けします際、着払い伝票を同封いたしますので、事業計画書とともに本日の資料を、事務局まで郵送いただいても結構でございます。郵送の際は、必ず第2回会議の前日までに事務局へ到着の程、よろしく願いいたします。

郵送先の住所につきましては、この会議終了後に担当者がお伺いいたしますので、併せてお願いいたします。以上でございます。

(会長)

以上で、本日の日程は全て終了しました。第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会を閉会します。委員の皆様には本委員会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。

(閉会 午前11時20分)